

【原著】

## 高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入学者選抜の改善

竹中司郎（青森中央学院大学）

2009年に脱ゆとり教育を理念とした高等学校学習指導要領が告示され、改訂8回目で初めて、高大の連携や交流を記述した。これを踏まえて、文部科学省の各年度大学入学者選抜実施要項の基本方針に示されている公正かつ妥当な方法や高等学校教育への混乱排除等を考慮に入れると、現状に創意工夫を加えた大学入試センター試験が、この方針を具現化する上で優れている制度であるという観点に立ち、学習指導要領の改訂に伴う大学入学者選抜の改善等について考察する。

### 1はじめに

我が国の大学入学者選抜は、高等学校学習指導要領(以下「高要領」という。この後の( )の中は告示の年を表す。)と密接な関係にある。例えば、平成24年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)では各大学が実施する個別学力検査を実施するに当たっては、高要領に準拠し、なおかつ「学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める」(文部科学省, 2011: 3)と、大学入試の指針を示している。

現状では、大学入学者選抜の学力検査の教科・科目が高要領に準拠されているので、その法的根拠を確認しておく。学校教育法施行規則第84条に「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする」と法的根拠を示している(文部省令第11号)。

学校教育法施行規則だけでは、学習指導要領の法的根拠が弱い。高要領の法的拘束力と憲法第23条に規定された学問の自由を巡っての論争については、下級審では判決が分かれたが、「伝習館高校事件」での1990年の最高裁第一小法廷の判決<sup>1)</sup>で、学問の自由が、国の教育権から一定の制約を受けるとし、

高要領(1960)に法的拘束力を認めた判決がある。この最高裁判決は、その後に判例変更がないので、現在も有効である。これを前提に、例えば文部科学省「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について」(平成23年12月1日付け23高大振第38号)の通知文の添付資料「試験問題作成時における主なチェック項目」の中で、「『高等学校学習指導要領』に準拠した試験問題になっているか」と示し、大学入試での高要領の準拠の必要性を強調している。このように、各大学や独立行政法人大学入試センター(以下「入試センター」という。)が、大学入学者選抜試験を実施するに当たっては、入試方法の多様化や評価尺度の多元化に努めつつも、最高裁の判例や学校教育法施行規則等を法的根拠として、現状においては、高要領に準拠しなければならないのは当然である。

### 2高等学校学習指導要領改訂と高大連携

大学入試センター試験(以下「センター試験」という。)は、高要領(1989)とほぼ時を同じくして、学校週6日制の下で、1990年度から実施された。その後、高要領は現行のゆとり教育理念の1999年の改訂があり、さらに脱ゆとり教育理念の2009年の新訂となった。高要領(2009)の中で、新たに高大「連携」(互いに連絡し合い、共に物事をすること(角川国語中辞

典(1983)。)を示したが、なぜこの記述がここまで遅れることになったのか、その根源的理由を探るため、高大分離を図ってきた戦後の教育政策を振り返ってみる。

我が国は、第二次大戦直後、連合国最高司令部(GENERAL HEADQUARTERS, 以下「GHQ」)による国家システムの大変革が行われ、自由主義や民主主義への大転換が、超法規的に行われた。学校教育制度の変革もこの中に組み入れられた。GHQは、日本に米国教育使節団(UNITED STATES EDUCATION MISION TO JAPAN)<sup>2)</sup>を送ってきた。この使節団の第一次報告書の「III. ADMINISTRATION OF EDUCATION AT THE PRIMARY AND SECONDARY LEVELS」の中で、我が国の初等教育と中等教育の連携を前提とした「初等中等教育」を推進することにした<sup>3)</sup>。しかし、中等教育と高等教育の連携に係る「中等高等教育」についての提言はなかった。

大学教育については、主として大学数の増加(Increasing the number of universities)やカリキュラムの自由主義化(Their curricula also should liberalized.)等を中心とした改革であった<sup>4)</sup>。以降、カリキュラムの編成は、今日まで、基本的に初等中等教育間は各要領による連携型で、大学教育は大学設置基準により「必要な授業科目を自ら開設し」(第19条)、高校教育とは分離型で、各展開されてきた。戦後一貫して、教育政策としては高大連携の要素が弱く、現今の中大接続の課題解決の困難性を惹起した根源的な問題が、ここに潜んでいる。したがって、各大学が行う個別学力検査等では連携よりも分離を選択し、大学の学問の自由の一環として、今日まで独自の入学選抜試験を実施してきている。

高要領に記述されている他校種の関係は、その改訂作業の段階では中央教育審議会初等中等教育分科会の構成員が初等中等教育と高等教育等関係者で組織化・議論が図られ連携が行われているものの、高要領の告示の

段階では、中高間の連携の記述と高大間のその未記述という不均衡な状態が続いている。これをおさらいして、例えば、『悪問だらけの大学入試』(丹羽健夫、集英社新書)での中でも指摘されるような高要領に準拠しない難問・奇問等が出題されている現実がある。これをなくすためには、各年度の実施要項の個別学力検査で、「各大学が実施する学力検査(以下、「個別学力検査」という。)は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する」と示された共通項を守るように、受験者・保護者・高校教員等入学被選抜関係者の視点に立った、難問・奇問等を排除するための国強い行政作用が必要である。

これに対して、センター試験では、その役割の一つとして入試センターのホームページ上で「難問奇問を排除した良質な問題を確保されようになり、高等学校等との関係者からも高い評価を受けています」と示されているように、難問・奇問等を避け、意図的・組織的に、高大の連携が図られてきた。入試センターは、センター規則第1編組織関係及び第2編委員会関係等で、運営審議会、大学入試センター試験等の改善に関する懇談会、実施方法委員会、試験問題評価委員会等の構成メンバーとして、大学と高等学校の各関係者を組織化するなど、高大連携を図ってきている。高要領(2009)の下で行う大学が共同で行う大学入学者選抜においては、高大連携の記述を踏まえ、時代の変化や変化の時代に対応した一層適切な方法・配慮・調査研究等が要請される。

### 3 高大接続テストを巡る提案

21世紀を控え、国内外で新世紀に向けた教育をどうするかが、世界各国の課題となっていた。中央教育審議会(以下、「中教審」という。)の「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の答申(1998)や、25回目にじて初めて教育をメインテーマとして1999年にド

イツで開催されたケルン(Köln)サミット後、我が国でも高等教育の質保証の観点から本格的な高大接続の論議が高まってきた。

中教審(1998)答申の「第5章 初等中等教育と高等教育との接続を重視した入学者選抜の改善」の中で、各大学が多様な進学希望者の能力・適性等を適切に評価するための選抜方法の開発、丁寧な入学者選抜を行うための体制の準備等、適切な出題、高等学校での学習成果を多面的評価する入学者選抜及び大学入試センター試験の改善の五つの提言をし、高大双方この提言への検討を求めた。

この検討案として、2007年の国立大学協会の「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針ー」、私立大学連盟の「私立大学入学生の学力保証—大学入試の課題と提言ー」、2008年の中教審の「学士課程教育の構築に向けて」の答申、全国高等学校長協会の「高大接続のための基礎学力の把握措置の必要性」等があつた。

この中で、国立大学協会は、共通試験の改善・改革として、高等学校等における基礎的教科・科目の学習の到達度を把握する新たな仕組みを構築し、適切な高大接続の実現を図るために、文部科学省等関係者による検討を要請している。中教審(2008)答申においても入学者選抜の具体的な改善方策として、国によって行われるべき支援・取組として、高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みづくりについて、高大接続の観点からの取組を進める、と示している。このように、各方面の大学入試関係者による高大接続の観点からの大学入学者選抜のための新たな仕組みづくりが提案されていた。

#### 4 高大接続テスト報告書の問題点

高大接続の観点からの大学入学者選抜のための新たな仕組みづくり等の提案を踏まえ、文部科学省が「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する

調査研究委員会」(以下「協議・研究委員会」という。)に委託をして、新たな仕組みづくり等の検討を2008年10月から2010年9月まで行った。この中で、その性格付けを中教審(2008)の答申の「最終取りまとめに対応する文部科学省の先導的大学改革推進事業委託事業」とした。研究結果を「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する研究報告書」(以下、「高大接続報告書」という。)として著わした。

高大接続報告書の作成の過程で、世界各国に様々な大学入学者選抜制度がある<sup>5)</sup>中で、欧米だけへの調査を実施していることから、作成の方向性として、韓国の大学修学能力試験や中国の入学考試等受験競争型の大学入学者選抜制度ではなく、イギリスのGCE、フランスのBaccalaureat、ドイツのAbitur、アメリカのSATやACT等の高校卒業資格、大学入学者資格、共通テスト等を念頭において検討したことから、高大接続テスト(仮称)を欧米型の国際的大学資格等を視野に入れていたと推測される。

高大接続報告書の最大の特徴は、新たな仕組みとしての高大接続テストの具体案を提示したことである。この報告書の中では、我が国はもちろん、欧米の大学入学者選抜制度の現状分析や課題を整理し、一連の高大接続テストを巡る意見等を具現化すべく、高等学校段階における基礎的学習の到達度を測るという高大接続テストのグランドデザインを示しており、大胆な発想転換をしている。例えば、「高等学校学習指導要領が示す必修の範囲とは別個に教育上の高大接続を図るものとすれば、(中略)可能な限り学習指導要領の改訂に振り回されない出題教科・科目の設定が望ましい」(高大接続報告書:22)と、高導要領に準拠しない高大接続テスト(仮称)を提案している。テストの実施方法は、集団準拠型ではなく、基礎的教科・科目を高校生が学習することを促

す目標標準拠型の達成度テストであり、基礎教科・科目についての教科書に掲載されるような基本的な問題に関する、一点刻みではない評価に基づく、複数回受験可能で、異なる問題セットでも達成度評価が可能な標準化されたテストとすることが望ましい（同書：48）と、ほとんどの内容が現状のセンター試験のアンチテーゼとなっている。

提案された新たな仕組みの検討案は、現状の大学入学者選抜の改善のための着眼点としては参考になる点もあるが、2007年の国立大学協会や私立大学連盟からの高等教育の質保証の観点や2008年の全国高等学校長協会のゆとり教育からの脱化の理念等からの新たな仕組みの構築の要望とマッチングしないという問題点がある。その主なものとして、テストの目的の変質、高要領の取扱いの自己矛盾及び時代錯誤の出題内容が挙げられる。大学入学者選抜関係者の要望は、受験生の学力保証を中心とした高校段階の学力を客観的に把握・活用できる大学入学者選抜上の新たな仕組み＝「選抜ツール」の構築という目的であったのに、これに加えて、高校における普通教育の再構築＝「教育ツール」の目的まで言及し（同書：24）、テストの目的が変質している。

普通教育全般を踏まえた高大接続ともなると、大学への教育のアスピレーションにつながり、初等中等教育と高等教育の全般的な教育改革の必要性が出てきて、教育基本法第17条に規定された我が国の教育振興計画とかかわる重大事であり、協議・研究委員会の検討範囲を超えており、高大接続テストが教育ツールとするならば、高要領の取扱いについての自己矛盾がある。一方において、高要領の下で編成されている教科書に掲載されるような出題内容とし、他方において、高要領に準拠しないテストを実施しようとする提案は、自己矛盾である。文部科学省（2011）の実施要項に示してい

る選抜方針と絡み、高要領に準拠し、高等学校の正常な発展の障害にならないように行っている大学入試問題には正当性があり、逆の場合は、不当と言わざるを得ない。

各大学や大学入試センターは、各高校段階の学力を客観的に把握・活用する観点から文部科学省が各年度に示す実施要項に従い、高要領に準拠して、大学の実態に応じた難易度による個別学力試験やセンター試験を実施している。国際的にはOECD（経済協力開発機構）のPISA（生徒の学習到達度調査）、国内的には全国学力・学習状況調査の問題Bのように、脱ゆとり教育に対応した思考力や判断力等の学力を問う記述式の知識活用問題形式が求められており、「高大接続テスト（仮称）」案で提案された標準化された知識の基本的な問題形式は、「教育ツール」としても初等中等教育の学力の低下を招かねず、国内外の学力向上を目指したテストのすう勢に逆行し、時代錯誤の出題内容となる可能性が高い。

これらと関連し、「高大接続テスト（仮称）」案に対して、高校側から幾つかの問題点が投げかけられた。全国普通科高等学校長会大学入試対策委員会（2010）が実施したアンケート集約結果によると、高大接続テストの対象範囲は「推薦入試・AO入試に限る」69%、「大学進学希望者全員」18%、「高等学校卒業生全員」6%となっていて、しかも出題内容は高要領から逸脱しない準拠によるものとするという要望等をまとめている（月刊高校教育、2011：34－37）。この結果では、対象者を大学進学希望者の全員受験ではなく一部受験だけへの適用が圧倒的に多く、高校側は高大接続テスト（仮称）を汎用性がないと把握している。このように、高大接続の新たな仕組みによるこのテスト案を実施するとなると、大学側からの高等教育の質保証や実施要項の基本方針に示されている「高等学校の教育を乱すことのない

よう配慮する」という高校関係者の視点に沿わないことになり、これに代わる現実的な入学者選抜制度が必要である。

## 5 大学入学者選抜に係る試験制度の比較

大学入学選抜制度としては、高大接続テスト(案)に現実性がない以上、現状に創意工夫を加えたセンター試験が、高大入試関係者の共通理解を得て推進し易く、ベターな方法だととらえる。高大接続報告書において、「センター試験も含めた大学入学者選抜制度の再構築を検討される必要がある」(34)という観点から、新たな仕組みとしての検討案を述べているが、更に突っ込んでセンター試験(以下「5」内では「前者」とう。)と高大接続テスト(仮称)(同様に、以下「後者」という。)の比較優位性について論ずる。

第一に、テスト評価方法である。後者は集団準拠型ではなく目標準拠型の達成度テストとし、1点刻みではない評価に基づくと示し、目標型準拠型は、公平・公正な選抜を目的とするのではなく、高校生が基礎的な教科・科目での基本的内容を修得するように促進することを目的とする(27-28)と述べている。つまり、選抜機能が目的ではなく、第一義的には教育機能を目的としている。これに対して、前者も「高校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり」(各年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱(以下「大綱」という。)と示されており、目標準拠型の性格を持っている。記述上の違いはあるが、入学志願者が大学の教育を受けるにふさわし能力・適性等を多面的な評価や目標準拠型等に基づくという共通する面があるが、前者と後者の決定的な違いは、選抜機能の大小である。

具体例で選抜機能の比較優位性を示す。文部科学省が公表した『平成23年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況』によると、全大学の入学志願者数は3,794,601人

で、志願倍率が6.6倍であった。後者は、例えば調査書の学習成績概評のようにAからEまでの5段階のスコアによる選抜では、各段階内での選別機能がなく、受験者が多い場合は、評価方法が大まかで識別力が劣り、不公平と受け止められる可能性が高く不適切である。後者は、1点刻みでないので、前者に比べて偏差値による大学序列化を回避する点では優れているが、テストの評価方法としては、選抜機能の面で限界がある。これに対して、前者は、1点刻みの素点評価なので、志願者が多く志願倍率が高い場合は、後者に比べて公平であり、素点の識別力や選抜機能が優れている。

大学入学者選抜制度は、学力面から入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・適性の有無を公平かつ妥当な方法で実施し評価するためにある。後者は、ACTやSAT等のスコアによる段階評価を引き合いに出し、欧米流の「入学させたい学生を選抜する」(28-29)とする選抜方式が優れていると述べている。前者も「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施している」(大綱)のあって、この実施の趣旨等に基づき、例えば平成24年度の受験者は適性・能力等に合わせて29科目の中から受験科目を選択し、各大学はアラカルト方式や3期制(前・中・後各期)等により、学生の質保証の観点から「入学させたい学生を選抜する」しているのである。決して後者の対極としての「入学させたくない学生を選抜する」選抜方式をとっているのではない。各大学は、実施要項の示すところに従い、高要領に準拠し、高等学校の教育を乱すことのように配慮して、選抜しているのである。

第二に、テスト内容である。後者は、GCE, Baccalaure' at, Abitur並びにSAT及びACT等の国際的大学資格のように問題を標準化する提案である。標準化に当たっては「教科書に掲載されるような基本的な問題」(48)とされており、標準化され、高大接続や国際的に

展開しやすい長所があるが、前者よりも問題が易化される可能性が強い。前者は各科目平均点 60 点の出題内容に設定していることに、現状でも難易の差が付きにくいという批判がある（2009 年 1 月 20 日付け朝日新聞朝刊）。後者の「可能な限り学習指導要領の改訂に振り回されない出題教科・科目設定が望ましい」（22）ことを理由として、標準化によるこれ以上の易化は、高要領（2009）の脱ゆとり教育による学力の向上という理念や高等教育の質保証の面で、高大双方の教育を乱す可能性がある。

第三は、受験対象者の範囲である。後者では、高校生だけを対象として、年間受験機会を数回としている（29）が、現実にある高校等卒業者等を対象としておらず、受験資格が限定的である。その点、前者は、過去 3 年間の成績の利用可能に加えて、大綱の出願資格に従い高校等卒業者等（2011 度センター試験では高校等卒業者が 116,563 人の志願者）を含む 9 種の受験者にわたり、広く門戸を開いており、多様な適性・能力等を持つ志願者を対象としている点では、後者よりも優れている。

以上に述べた前者と後者の試験制度の比較を表 1 に示し、前者の大学入試選抜機能の優位性等を確認する。

表 1 大学入学者選抜に係る試験制度の比較

比較項目	センター試験	高大接続テスト（仮称）
①大学入学者選抜機能	優（1 点刻みで公平）	劣（段階制で不公平）
②学習指導要領の適用	優（準拠）	劣（逸脱も視野）
③学生の質保証	優（アラカルト方式）	劣（基礎的内容等化）
④出願資格の多様性	優（卒業生等も対象）	劣（高校生だけ）
⑤学力把握機能	優（集団準拠型）	劣（目標準拠型）
⑥テストの標準化	劣（限定標準化）	優（標準化が特徴）
⑦年間の受験機会	劣（1 回）	優（複数回受験可能）
⑧学序列化の懸念	劣（偏差値による）	優（スコアによる）
⑨高大接続の可能性	劣（推薦、AO に可能性有）	優（全入試に可能性）
⑩国際的大学入学資格	劣（発展性が弱い）	優（発展の可能性有）

## 6 高等学校学習指導要領の改訂に沿った大学入学者選抜制度の改善の必要性

これまでの高大接続テストに絡む意見や提案等を参考にして、これからの中等教育者選抜試験が、高要領（2009）との関係に立脚して、どのような論拠に基づき行われるべきかについて述べる。

国際的論拠からは、教育をメインテーマとした 1999 年の Köln サミットを受けた OECD の 2000 年からの PISA による学力調査、その後の UNESCO/OECD（2005）の「Quality provision in cross-border higher education」にもあるように、21 世紀は知識基盤社会を迎える、世界各国でも高等教育の学生の質保証を目指していく、高要領（2009）の脱ゆとり教育も理念的にこれと共有しており、学力のレベルアップの視点に立つべきである。

国内的論拠からは、国際的論拠以上に、高要領に対応した改善が必要である。高大接続テストの論議に大きな影響を与えた中教審（1999）は、ゆとり教育を理念とするとする高要領（1999）時代の答申であった。これが我が国の学力低下を招き、国民から批判を受け、2003 年に学力向上を目指した高要領の一部改正につながった。高要領

（2009）は、ゆとり教育の反省の上に立ち、脱ゆとり教育に転換を図ったので（15）、新しい理念の下で関係当事者の意向を踏まえた大学入試選抜制度を構築すべきである。

高要領（2009）の脱ゆとり教育の理念は、国公私立大学等の学生の質保証という共通的課題に沿うもので、殊に国際レベルでの教育の質保証の維持・高揚を求めて提案した 2007 年の国立大学協会や私立大学連盟が目指している学問の高度化や入学生の学力保証等にかなうものであり、これを具現化するための大学入試の改善が必要である。

全国高等学校長協会（2010）は、高要領に準拠した出題を要請しており、高要領（2009）の高大連携の記述からも高校側の意見を十

分配意すべきである。2007 年の国立大学協会入試委員会の「平成 22 年度以降の国立大学の入学者選抜制度改革の基本方向」で「入学者選抜における複数受験機会や評価尺度多様化の方法を維持する」という基本姿勢等を踏まえ、大学進学率が 50% 超える状況の中で、現行のゆとり教育を理念とした高要領からの脱化を図り、脱ゆとり教育理念を踏まえ、現行以上の修得主義を貫く「習熟度」や「個」に配意した高校側のカリキュラム編成に対応した大学入試制度の改善を図るべきである。

## 7 センター試験の選抜機能の改善等と高大間の教育振興への期待

センター試験は、いくつかの課題はあるにせよ、高要領の改訂を踏まえた現実的な大学共同の大学入学者選抜制度である。2011 年度入試で 22 回を数え、822 大学・短大の参加となり、558,984 人が志願している国民的な事業である<sup>7)</sup>。それだけに、課題を解決し、国内外の学生の質保証、高大連携、脱ゆとり教育等の観点から、センター試験の選抜機能の改善や高大間の教育振興に寄与することが期待される。

可能であれば、高要領(2009)の高大連携の記述を踏まえ、独立行政法人大学入試センター法の設置の目的の中に、「高大連携により」という文言を入れ、高大が従前以上に組織的に参画し、改善された大学共同のセンター試験を行うことにより、大学入学の選抜機能を改善し、大学及び高等学校における教育の振興に資するという崇高な理念を達成するようの一層推進してもらいたい。これまで実施してきたセンター試験は、竹中(2009)が述べるように、高要領に記載されている我が国の初等中等教育における進路適性や進路情報にも大きく貢献している。

センター試験については、回数を重ね多様な見方があり、現状を踏まえつつ、時代

の変化や変化の時代に対応して創意工夫を凝らした改善が求められている。参考までに出題内容の難易度による試験科目設定による選抜機能の改善等について断片的ではあるが、その案を提示してみる。

2011 年度のセンター試験（本試験）全 29 科目（100 点満点又は 100 点満点換算点）の平均点の最高点が韓国語の 74.94 点、最低点が数学Ⅱの 31.73 で、標準偏差の最高と最低の開きは、数学Ⅱ・数学 B の 24.08、理科総合 B の 14.35 であった。このような試験科目間に出題内容の難易度の差に対する批判に応え、より公平にするために、国立大学協会の評価尺度多様化の意見等を踏まえ、高要領(2009)の「習熟度」に応じた現状の主として国公立大学で適用している 7 科目受験のような多科目受験型（現状より難度大）、現状の主として私立大学で適応している 3 科目程度受験のような少科目受験型（現状並みの難度）に加え、高大接続報告書や普通科高等学校長会大学入試対策委員会の高大接続テスト（仮称）の推薦入試・AO 入試の実施への要望等を取り入れた主として「個」に応じた連接受験型（（現状よりも難度小）傍点は筆者）の 3 種類の試験を提案する。各大学の評価尺度の多様化の観点から、選抜機能を 3 種類の型に多様化する仕組みである。

選抜機能の改善と絡み、センター試験の過年度利用の期間の短縮を提案する。センター試験実施要項では過去 3 年間の成績を利用できるように定めているが、実際にこの通りに利用している国公立大学は 1 大学だけである。資格試験の意義を持たせるという観点からは有効であるかもしれないが、この試験実施要項に示している「同一の期日に同一の試験問題」で実施するという趣旨からすれば、試験期日が離れば離れるほど試験の成績が陳腐化し、高校卒業見込者と高校等卒業者等との成績の比較に客觀性が薄れてくる。公平を期するために、高

要領（1999）から高要領（2009）への変更の機会等をとらえて、2009年度のように利用年度を1年間に短縮すべきである。

選抜機能の改善等とともに、センター試験の高大間・中高間の教育振興への提案をする。高要領（2009）の教育理念は、脱ゆとり教育による「生きる力」をはぐくむことである。この理念を達成する上で、センター試験の成績の利活用が有効である。OECDのPISAや全国学力・学習状況調査における情報公開のように、3種類の型の選抜機能を有する各教科・科目の目標達成度、都道府県別の受験生の正答率等を公開するとともに、出身高校や各都道府県教育委員会等に提供すべきである。このデータを参考に、現状の国立大学医学部等で選抜機能として利用している地元都道府県枠の拡充等に加え、大学へのアスピレーションを念頭に置き、各高校が創意工夫をして、卒業までの間に生徒の生きる力の能力や適性等を養うための年間指導計画を作成し、調和のとれたカリキュラムの編成や中高連携した組織的・発展的な指導ができる可能性が高まる。高要領（2009）の示す高大連携や中高連携の観点からも、センター試験による我が国の教育振興への一層の寄与を期待したい。

## 8 終わりに

前述した論拠や提案により、高要領の改訂に伴う大学者入学者選抜の改善策として、大学センターの組織・体制を存続したままでは、センター中心の選抜機能等の改善型の大学共同のセンター試験の陸續を望む。

### 注

- 1) 伝習館高校事件では、高等学校学習指導要領の法的根拠が係争された事件である。最高裁判所民事判例集第44巻1号1頁、判例タイムズ719号、78。
- 2) 米国教育使節団は第1次と第2次の報告書を出した（以下、「REPORT I」とび「REPORT II」という）。“REPORT OF THE UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN”, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, 30, March 1946, Published by Kokusai Tokushin Sya, September 20, 1946.

“Report of the Second United States Education Mission to Japan”, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, TOKYO, September 22, 1950.

- 3) Necessary Adjustmentsとして、“The present middle school, following the primary school, is intended to meet the needs of students who seek entrance into the next higher schools of the same type.” のように示している（REPORT I, 1946: 33）。
- 4) “What Kind of Higher Education Should Japan Have?” の中で，“Under this practice of diversification, every higher educational institution is unique and, ideally, as just as important as any other, for it is doing a job no other institution can do.” と示している（REPORT II, 1950: 18）。
- 5) 文部科学省「諸外国の学校」の「欧米編」「アジア・オセニア編」及び「中南米編」の高等教育の大学入学者選抜制度を参照した。
- 6) UNESCO/OECD(2005)のGuidelines for quality provision in cross-border higher education(国境を越えた高等教育の質保証に関するガイドライン)において、大学の国際的標準化等が提議されている。
- 7) 平成23・24各年度大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第2回）において、独立行政法人大学入試センターの吉本高志理事長はセンター試験を「国民的な事業」と述べている。

### 文献

- 中教審(1998).「初等教育と高等教育との接続の改善について」(答申)(平成11年12月16日)。  
 —(2008).「学士課程教育の構築に向けて」(答申)(平成20年12月14日)。  
 独立行政法人大学入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会規則(2002). 平成14年4月25日規則第15号。  
 独立行政法人大学入試センター法(1999). 法律第166号。  
 高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する調査研究報告書(2010). 文部省委託事業), 北海道大学, 1-59.  
 高要領(1960), (1989), (1999)及び(2009). 文部省及び文部文科省の高等学校学習指導要領(告示年)。  
 国立大学協会(2007).「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」(平成19年11月5日), 1-5.  
 外務省(1999).「ケルン憲章—生涯学習の目的と野望—」  
 文部科学省(2011).「平成24年度大学入学者選抜要項」文科高第229号, 1-14.  
 佐々木隆夫(2011).『『高大接続テスト(仮称)』検討の現段階と諸論点』月刊高校教育10月号, 学事出版, 24-27.  
 世界統計白書(2010).「高等教育進学率」, 「主要国の私立学校割合と学校数」木本書店, 478-483.  
 竹中司郎(2009).「センター試験を中心とした進路適性の理解と進路情報の活用」, 『大学入試研究ジャーナル』19, 103-104.  
 全国高等学校長協会(2010).「【経過報告】『高大接続テスト(仮称)』, その必要性・性格・特徴について—協議・研究の現段階についての意見」, 1.  
 全国普通科高等学校長会大学入試対策委員会(2010).「高大の円滑な接続を推進する大学入試の在り方」月刊高校教育3月号, 34-37.